

# 「夜間・休日訓練」 実施機関を募集しています

政府の「人生100年時代構想会議」が平成30年6月に公表した「人づくり革命」の基本構想には、**在職者（週20H以下の短時間労働者等）が利用しやすいような夜間・土日の教育訓練コースを推進する**ことが盛り込まれています。  
これを踏まえ、求職者支援訓練においても平成31年度から『夜間・休日訓練』の実施機関を募集します。



## 想定される「夜間・休日訓練」実施機関の条件

- 交通の便が良く、19時以降に訓練が終了しても公共交通機関を利用して帰宅可能な場所で訓練を実施している。
- IT分野、デザイン分野、営業・販売・事務分野の訓練（※）を実施しており、夜間・休日でも訓練実施の体制を整備できる。

**これらに該当する場合は、「夜間・休日訓練」の実施をぜひご検討ください！**

※ これらは「重点的に取り組む訓練分野」であり、他の訓練分野であっても「夜間・休日訓練」を実施することは可能です。

## 訓練を実施するための要件緩和を予定しています

- 同一教室で昼間・夜間2部制の訓練を実施する場合、受講生が入れ替わるための時間を30分確保することとしている制限を撤廃します。
- 夜間訓練に関しては、食事の時間を45分以上確保する扱いを撤廃します。
- 原則として申請機関以外が担当することとしている職場見学、職場体験、職業人講話について、夜間訓練では申請機関が担当できることとします。

**※平成31年4月以降開講訓練科からの適用を予定しています**

## 【注意事項】

- ①「夜間・休日訓練」であっても原則として**月100時間以上の訓練時間を確保する必要があります。**
- ②「夜間・休日訓練」であっても**質疑応答の時間を含めて22時までに終了する必要があります。**  
(必ずしも夜間と休日両方に設定する必要はありません※平日夜間のみでも可)

\*以下の(1)、(2)のいずれかに該当する訓練を『夜間・休日訓練』と言います。

(1)「夜間訓練」：開始時刻は問わず、19時以降に終了する訓練

(2)「休日訓練」：訓練期間中の土曜日、日曜日及び祝日のいずれか1日でも行われる訓練（100時間算定対象となるか否かを問いません）



詳しくは、こちらまでお問い合わせください



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

大阪支部求職者支援第一課

TEL：06-6383-0981